

消費税の転嫁拒否は、法律違反です！

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げにあたって、消費税の転嫁を拒否する行為を禁止しています。公正取引委員会では、さまざまな情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた場合は改善指導を行っています。さらに、重大な転嫁拒否行為を行った事業者には、勧告・公表を積極的に行っています。また、公正取引委員会では、転嫁拒否行為に関する情報を把握するため、中小企業庁と合同で中小企業・小規模事業者等（売手側）の方々へ書面調査を実施しています。調査へのご協力をお願いいたします。



下記の禁止行為の監視・取締りを強化しています。

減額	いったん契約した金額を、後になって減額する行為。
買ったとき	消費税率引上げ前と同じ価格で納品させる行為。
商品購入、役務利用、利益提供の要請	商品の購入・役務(サービス)の利用を要請したり、協賛金を求める行為。
本体価格での交渉拒否	価格交渉を行う際、税抜き価格での価格交渉を拒否する行為。
報復行為	転嫁拒否行為を通報したことを理由に、取引を打ち切るなどのほか、不利益な取扱いをする行為。

転嫁拒否行為に対する取締り状況

調査着手件数

2,148 件

勧告および指導件数*

1,233 件

※公正取引委員会および中小企業庁の合算（平成25年10月から平成26年5月までの累計）

消費税の転嫁拒否を受けた場合、いますぐ専門窓口にご相談ください。お寄せいただいた情報は、秘密厳守いたします。 **秘密厳守**

TEL.03-3581-3379

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/uketukemadoguti.html>

消費税 転嫁拒否 相談

検索



公正取引委員会